

手続に関わること

【1 秦野市学校給食申込書（第1号様式）について】

Q 1 学校名・学年は、いつの時点のものを記入するのですか？

A 1 学校名・学年・出席番号は、申込時点の状況を記入してください。新小学1年生は、入学する予定の小学校名を記入し、学年は「新1年生」をチェックしてください。なお、「秦野市学校給食申込書」は、市のホームページでダウンロードできます。

Q 2 「秦野市学校給食申込書」は、毎年提出しなければいけませんか？

A 2 秦野市立小学校から中学校を卒業するまで継続されるため、毎年提出する必要はありません。

【2 秦野市学校給食停止（再開）届（第4号様式）について】

Q 3 「秦野市学校給食停止（再開）届」は、どのようなときに提出するのですか？

A 3 次のような場合に提出が必要です。

- 1) 食物アレルギー等により学校給食の提供を停止する場合
- 2) 停止していた学校給食の提供を再開する場合
- 3) 市外に転出する場合

Q 4 「秦野市学校給食停止（再開）届」はいつ、どこに提出するのですか？

A 4 在籍している学校に、停止（再開）の予定日の前日から起算して14日前までに提出してください。なお、「秦野市学校給食停止（再開）届」は、市のホームページでダウンロードできます。

【3 秦野市学校給食欠食届（第5号様式）について】

Q 5 「秦野市学校給食欠食届」は、どのようなときに提出するのですか？

A 5 次のような場合に提出が必要です。

病気や入院、一時帰国などで連続して7日以上（学校休業日を含む。）欠席する場合

Q 6 「秦野市学校給食欠食届」はいつ、どこに提出するのですか？

A 6 在籍している学校に、欠食の予定日の前日から起算して4日前までに提出してください。なお、「秦野市学校給食欠食届」は、市のホームページでダウンロードできます。

【4 秦野市学校給食費口座振替依頼書兼変更・解約届について】

Q7 「秦野市学校給食費口座振替依頼書兼変更・解約届」の学校名は、いつの時点のものを記入するのですか？

A7 在籍している学校名を記入してください。（新小学1年生は、「入学する予定」の小学校名を記入してください。）

Q8 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でもできますか？

A8 登録ができます。この場合は、「秦野市学校給食費口座振替依頼書兼変更・解約届」の「保護者名」の欄に保護者の方のお名前を記入し、「口座名義人氏名」の欄には口座名義人のお名前の記入と「口座お届印」欄に金融機関届印を押印し、指定の金融機関で手続をお願いします。

Q9 きょうだい全員が、同じ口座を利用できますか？

A9 利用できます。振替日（引き落とし日）に、残高不足にならないようにご注意ください。

Q10 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

A10 金融機関での登録が必要となりますので、長い場合で1か月ほどかかることがあります。それまでは納付書をお渡しさせていただきますので、お支払いください。

Q11 振替開始年月は、何年何月を書けばいいですか？

A11 振替開始年月日は、振替を希望する月を記入してください。（新小学1年生は、「入学する年の4月：例 2023年4月」と記入してください。）

なお、依頼書の提出時期により、すぐに口座振替への切替えができない場合は、納付書にて納付をお願いします。

Q12 登録した口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか？

A12 「秦野市学校給食費口座振替依頼書兼変更・解約届」を変更したい金融機関の窓口で直接お持ちいただき、口座振替の手続をしてください。

【5 就学援助を受けている場合の学校給食の支払いについて】

Q13 就学援助とは何ですか？

A13 秦野市の小・中学校に通学されているお子さまの保護者の方などに対し、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、その費用の一部を審査のうえ助成する制度です。詳しくは、学校教育課学務保健担当（0463-84-2785）までお問合せください。

Q14 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

A14 就学援助の認定を受けている世帯の学校給食費については、就学援助費から自動的に市に納付されますので、保護者が学校給食費を納付する必要はありません。

ただし、就学援助の申請中で、まだ認定されていない場合は認定されるまでの間、保護者が学校給食費を納付する必要があります。また、就学援助が停止又は廃止となった場合にも、保護者が学校給食費を納付する必要があります。

【6 学校給食費の納付相談、滞納について】

Q15 経済的に学校給食費の支払いが困難です。どうすればよいですか？

A15 世帯収入が一定の基準に基づき、市が援助する制度があり、申請により受けられる場合がありますので、学校教育課学務保健担当(0463-84-2785)に御相談ください。

Q16 一時的に学校給食費の支払いが困難です。どうすればよいですか？

A16 学校教育課学校給食担当(0463-86-6525)に御相談ください。納付相談により、学校給食費のお支払い期限を延ばすことで分納することができます。

Q17 学校給食費を滞納し続けた場合は、どのようになりますか？

A17 学校給食費を滞納し、督促状や催告書の送達を受けてもなお、納付されない場合は、裁判所における法的手続を開始します。

その他

Q18 学校給食費をいくら払うのか、お知らせはありますか？

A18 毎年4月中旬に第1期から第11期までの学校給食費の決定に係る通知を送付しています。

Q19 学校給食を食べなかったら、学校給食費は支払わなくていいのですか？

A19 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、減額の対象になりません。

また、連続して学校を休む日が7日未満(学校休業日を含む。)の場合も減額の対象になりません。これは、事前に行う食材の発注に対応できないため、御理解をお願いします。

Q20 どのような場合に、学校給食費は減額となりますか？

A20 対象となる条件は、次のとおりです。

| 対象となる条件 | 対象の期間 |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 病気などで連続して7日以上(学校休業日を含む。)欠席する旨を、 <u>学校給食の停止を希望する日の4日前(土日を含む。)までに</u> 届け出た場合 | 学校給食の欠食する旨を届け出た日の翌日から起算して4日目から調整 ※1「<u>学校給食欠食届(第5号様式)</u>」の提出が必要 |
| 食物アレルギーなどが原因で、年間を通した給食内容を変更する旨を、 <u>学校給食の停止(再開)を希望する日の14日前(土日を含む。)までに</u> 届け出た場合 | 学校給食の停止(再開)する旨を届け出た日の翌日から起算して14日目から調整 |
| 年度の途中で、秦野市以外の学校に転出する場合(学校給食の停止を希望する日の14日前(土日を含む。)までに届け出た場合) | ※2「<u>秦野市学校給食停止(再開)届(第4号様式)</u>」の提出が必要 |

Q21 学校給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

A21 原則として、保護者の方の金融機関口座から口座振替となります。やむを得ず、口座振替によるお支払いができない場合は、納付書を送付しますので、納付書を利用して市の指定金融機関窓口かコンビニエンスストア(バーコードが印刷された納付書に限ります。)でお支払いください。

Q22 給食費の支払いは、必ず口座振替にしないといけませんか？

A22 必ずではありませんが、払い忘れを防ぐためやお支払いの手間を省くためにも、口座振替手續をお願いします。

Q23 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A23 口座振替手数料は、市が負担します。

Q24 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなりますか？

A24 再振替はありません。市から納付書を送付しますので、市の指定金融機関窓口かコンビニエンスストア(バーコードが印刷されている納付書に限ります。)でお支払いください。

Q25 納付書の納期限が過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？

A25 使えますので、速やかにお支払いください。なお、古い年度については、有効期限が切れている場合がありますので、再発行いたしますので、お手数ですが学校給食担当（0463-86-6525）に御連絡をお願いします。

Q26 学校に直接、学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？

A26 学校では学校給食費のお預かりはいたしません。口座振替ができなかった場合には、納付書をお渡ししますので、市の指定金融機関窓口かコンビニエンスストア（バーコードが印刷されている納付書に限ります。）でお支払いください。

Q27 令和6年度に秦野市の小学校へ入学する予定です。学校給食費に係る必要な手続はありますか？

A27 令和6年度小学校入学予定者については、各学校で実施される入学説明会において手続に係る書類の提出をお願いします。

1) 秦野市学校給食申込書（第1号様式）

【提出は、入学する予定の小学校をお願いします。】

2) 秦野市学校給食費口座振替依頼書兼変更・解約届

【提出は、口座振替を希望する金融機関をお願いします。】

Q28 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続が必要となりますか？

A28 住所、引落口座など、小学校からの申込内容に変更がない限り、再度の手続は必要ありません。

Q29 4月に転校する予定ですが、手続は必要ですか？

A29 1) 市内の小中学校に在籍している児童生徒の場合

転出先が、市外の学校の場合で、転出が確実に決まっている場合は、「秦野市学校給食停止（再開）届（第4号様式）」の提出が必要です。

2) 新小学校1年生の場合

転出が確実に決まっていない場合は、手続が必要です。現時点の住所、学校名、学年を記入して、入学する予定の学校へ提出してください。なお、転出が確実に決まりましたら、「秦野市学校給食停止（再開）届（第4号様式）」の提出をお願いします。

Q30 4月に秦野市以外の小中学校から秦野市の小中学校に転校する予定です。
事前に必要な手続はありますか？

A30 4月に転入手続をする際に、「秦野市学校給食申込書（第1号様式）」は通学される予定の学校へ、「秦野市学校給食費口座振替依頼書兼変更・解約届」は市の指定する金融機関へ提出してください。

手続に必要な書類一式は、秦野市教育委員会学校教育課でお渡し又は郵送でお送りすることができますので、お問い合わせください。